



# 東風

(こち)

電算労コンピュータ関連労働組合  
東和システム支部

TEL:5603-4570 FAX:5603-7265  
<http://www.union-net.or.jp/towa/>

## 秋闘要求アンケートを開始！10月20日要求提出！

### 【2010年秋闘要求アンケート実施について】

昨年に引き続き、東和に働くみなさんの要求をもとに秋闘要求を決定したいと考え、年末一時金要求額を中心に、査定・残業の実態・課長職の残業代支払いなど、12項目にわたるアンケートのサイトを準備しました。是非ご協力をお願いします。なお、勝手ながら10月20日要求提出のスケジュールで作業を行いますので、アンケート入力の期限を10月17日迄とさせていただきます。アンケートサイトのアドレスと画面は、以下のとおりです。

■アドレス <http://member.grassk.org/enquet2010.php>

または、東和システム支部のサイト <http://www.union-net.or.jp/towa/> でリンクしています。

基幹産業の不況に引きずられ、情報処理産業も景気の底冷えが続く厳しい状況が続いています。会社の業績は売り上げが伸びず良くない状況ですが、私たちの生活も家などのローン返済、育児や教育に掛かる費用の増大など、待たなしの経済状態が続いています。今秋闘では、多くの人が最低でも三ヶ月の年末一時金を要求しているのではないかと考えます。

私たちは、二〇一〇年秋闘要求を一〇月二〇日提出する予定で、社員のみなさんを対象に秋闘要求アンケートを開始しました。是非みなさんのご協力をお願いします。

### 2010年・秋闘要求アンケート

※※※1.～10.までは必ず回答をお願いします※※※

- あなたの年齢は？
- あなたの入社年数は？
- あなたの年末一時金の要求額が、×5位ですか？
- これまで一時金支給時にマイナス査定されたことはありますか？  あり  ない
- 現在の一時金の査定幅は±20%、特長固定は±30%ですが、どう思いますか？  
 現在のままで良い  特別査定は廃止  査定幅は圧縮した方が良いでしょう
- 今年、残業はどの位やっていますか？(←番号4.時間型記入してください)
- 上司から言われてサービス残業をやったことはありますか？  
 あり  ない
- 会社が労務課からの労務法37条違反で是正勧告を受けたことをご存知ですか？  
 知っている  知らない
- 会社が労務課の是正勧告を受け入れ、去年4月以降に課長職は特長手当を廃止して残業代を支払うことを取り決めた改善計画を提出したのです。このことをご存知ですか？  
 知っている  知らない
- 会社と東和労組で課長職の残業代の支払いの扱いについて協定がなされることをご存知ですか？  
 知っている  知らない
- 課長職の特長手当を廃止して残業代を支払うことについてどう思いますか？(←課長職の方のみ回答願います)  
 賛成  反対  条件付きで賛成(←条件の内容を200文字以内で記入してください)
- その他ご要望がありましたら記入してください。

※※※確認ボタンを押して内容を確認してください※※※



■ 組合掲示板にみなさんの声を！  
会社で自由にものが言えますか？  
会社の「おかしいこと」、「ちょっと気が付いたこと」言えますか？  
東和システム支部では、そんなあなたに掲示板を用意しています。暴露、告発、些細な疑問、質問、何でもどうぞ！最低限のネチケットを守っていただければ、結構です！匿名掲載自由です。さあ、「百聞は一見に如かず」です。組合掲示板にアクセスして見て下さい。アドレスは、以下の通りです。  
<http://www.union-net.or.jp/towa/>

# 労基署の是正勧告を受け入れ、東和システムは 課長に残業代支払いを約束する改善計画を提出！



【9.10 東京地評争議支援総行動・東和社前】

今年1月に名ばかり管理職事件が高裁で確定し、会社は原告3名（小林、小番、松木）に未払い残業代を支払いました。しかし、約90名いる課長クラスの管理職には、未払い残業代が一切支払われていないため、私たちは、会社に支払いを要求するとともに、2月中央労基署に労基法第37条違反を申告しました。労基署は2回にわたり会社に立入り調査を行い、調査結果から明らかに労基法違反であると認定し、5月18日、東和システムに労基法第37条違反で是正勧告書を交付し、6月30日までに報告することを求めています。

不当な降格、イヤガラセ、パワハラ、組合差別は、許さないぞ！！



9月1日に行なわれた団交では、2011年4月から課長に残業代を支払うことを約束する改善計画を中央労基署に提出したことが明らかになりました。しかし、課長職の特励手当を廃止することが前提になっており、今後、東和労組との間で協議が行なわれることになっています。

■ 会社と東和労組との協議はまだ行なわれていません。特励手当廃止の是非、残業代の遡及支払い請求など、課長職の方の意見を組合に挙げるのが大事です。協議内容に注視しましょう。

## ■ 「不当労働行為」事件（都労委）

会社は、地裁判決直後から原告3名の出退勤時刻や昼休みの行動を厳しく監視し、直属の部長は、原告が社員と話していると「無駄口を叩くな」と怒鳴り、人権無視の報復的なイヤガラセを行なってきました。私たちは、このような不当労働行為、そして30年間にわたる組合敵視を止めさせ正常な労使関係を築くため、昨年6月に東京都労働委員会に救済申立てを行ないました。

## ■ 「報復的不利益変更」事件（東京地裁）

名ばかり管理職事件係争中の2008年11月1日、会社は、原告3名だけを一般職に降格する不利益変更を強行しました。裁判提訴への報復処置として、特励手当の一方的カットや職務手当の減額を伴う経済的な制裁を行ってきたのです。これを受け、原告団は2009年5月8日東京地裁に提訴しました。

組合敵視の労担の総務部長が退職し、会社は新たな労務体制となった後も「管理職は労基法の管理監督者である」と、主張を変えていませんでしたが、



6月30日労基署の是正勧告を受け入れ、課長職への残業代支払いを約束する改善計画を提出しています。会社の今後の対応が注目されるところです。

会社は、原告に一切仕事をさせない状態を2年近く続けています。昨年11月には、組合が社員宛に年末要求のアンケートをメールで依頼したことを、個人情報の漏洩だと言い掛かりをつけ、突然泥棒呼ばわりして原告のパソコンを取り上げて1年近く経ちますが、未だにパソコンを返していません。この事件についても、不当労働行為として追加申立てを7月2日に行なっています。

私たちは、争議の早期全面解決、正常な労使関係実現を求め、今後も粘り強くがんばります。

**会社に対する抗議行動への参加、裁判・都労委での傍聴支援をよろしくお願いします！**

### □■□ 今後の予定 ■□□

- 10月22日（金）全労連・東京地評争議支援総行動  
Dコース：東和社前 9時～9時25分
- 11月5日（金）16時30分～ 東京地裁  
第12回弁論準備 民事11部（13F）
- 11月26日（金）10時30分～ 東京都労働委員会  
第9回調査（都庁34F）

### 電算労東和システム支部争議支援共闘会議

連絡先：東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F

電算機関連労働組合協議会

TEL：03-5603-4572

FAX：03-5603-7265

<http://www.union-net.or.jp/towa/>